

事業者の皆様へ

事業活動に伴って
排出されるごみは

町内のごみステーション・
資源回収・拠点回収へは
出せません。



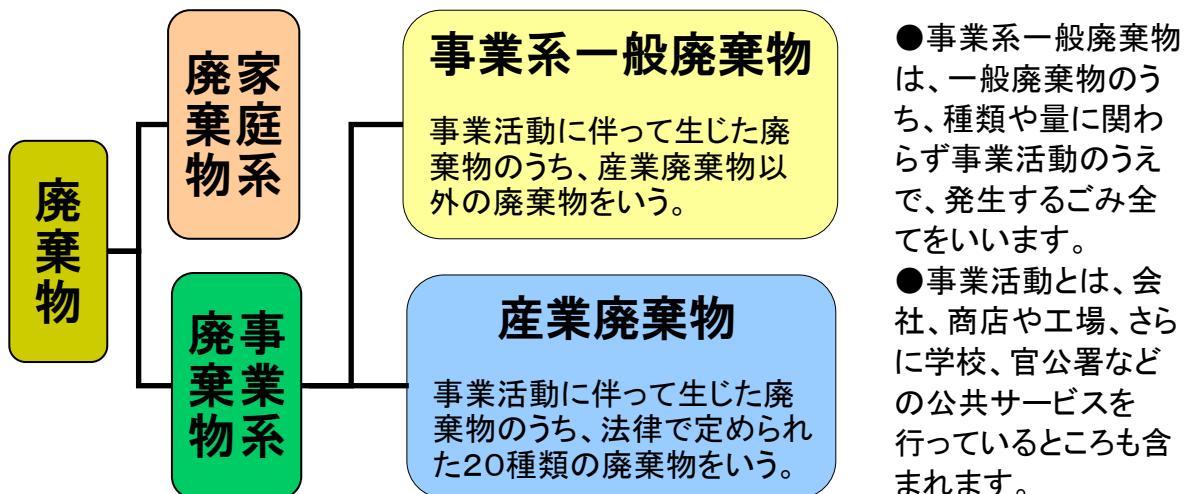
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条」では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と規定されており、事業者の責務として以下の3点が挙げられています。

- ①事業活動に伴って排出されるごみは、事業者自らの責任で処理すること。
- ②発生したごみの再生利用等を行うことによりその減量に努めること。
- ③国や地方公共団体の施策に協力すること。

●問合せ先 幸田町 環境経済部 環境課 ごみ対策グループ
TEL62-1111(内線273・274)

事業系廃棄物とは

- 廃棄物処理法では、廃棄物は「一般廃棄物」と「事業廃棄物」に区分されます。
- 一般廃棄物は家庭系と事業系に分類され、事業系一般廃棄物は、産業廃棄物を除いたものをいいます。



収集運搬許可業者との委託契約の手順

①収集運搬許可業者に相談する。

- ・幸田町一般廃棄物収集運搬許可業者は幸田町のホームページに掲載されています。
- ・一週間のごみの量を一度見積ってみましょう。

②収集運搬許可業者から見積もりをとる。

- ・見積りの内訳例
収集運搬手数料 + 処理施設での処理手数料 + 消費税

③収集運搬許可業者を決定し、収集委託に関する契約を締結する。

- ・右記の契約のポイントをご参考ください。

④決められた収集日・場所に事業系一般廃棄物を出す。

- ・ごみ袋は、市販の無色透明の袋をご利用ください。

※一般廃棄物を町外で処理する際は市町村間の協議が必要となります。

契約のポイント

- 収集回数
営業日数やごみ量を考慮する
- 収集時間、収集場所
営業時間やごみを出す場所を考慮して、許可業者と相談する
- 収集量
1営業日あたりのごみ量を考慮する



産業廃棄物の処理のしかた

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、下表の品目と「輸入された廃棄物」が「産業廃棄物」に分類されます。産業廃棄物処理業許可業者に委託し、適正に処理してください。

また、産業廃棄物の処理・委託については、愛知県産業廃棄物協会(TEL052-332-0346)へお問い合わせください。

産業廃棄物の種類(20品目)		内容・具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物など
	汚泥	製紙スラッジ、活性汚泥(余剰汚泥)、凝集沈殿汚泥、めつき汚泥、ペントナイト汚泥など
	廃油	潤滑油、切削油、洗浄油、鉱物油、動植物油、溶剤などの廃油
	廃酸	硫酸・塩素等の無機廃棄酸、酢酸・クエン酸等の有機廃酸、写真定着廃液、エッチング廃液など
	廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液、写真現像廃液など
	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど
	ゴムくず	天然ゴムくず
	金属くず	鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、コンクリートくず(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものを除く)など
	鉱さい	高炉・平炉・電気炉などの残さい、不良鉱石など
	がれき類	工作物の新築・改築・除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、その他これらに類する不要物
	ダスト類(ばいじん)	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や、汚泥・廃油・廃酸等の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生ずる紙くず
	木くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から生じる木材片・おがくず、備品貯蔵業に係る木くず、貯物の流通のために使用したパレットに係る木くずなど
	繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築・改築・除去に伴って生じたものに限る)、繊維工業(衣類その他の繊維製品製造業を除く)から生ずる木綿くず・羊毛くずなどの天然繊維くずなど
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずる原料として使用した動物性・植物性の固形状の不要物
	動物系固形不要物	と畜場においてとさつ・解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	家畜のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等のふん尿
	家畜の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとり等の死体
上記の産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの (コンクリート固化化物など)		

※この他、毒性や感染症等を有する産業廃棄物に「特別管理産業廃棄物」があります。

古紙のリサイクル

事業所から出る古紙は、焼却処理することは出来ません。次の方法でリサイクルしてください。

自社で古紙業者へ持ち込む場合、下記の業者へ持ち込むことができます。

業者名	住 所	電話番号
(株)中部資源	岡崎市佐々木町字中切18-11	46-4307
(株)大久保東海	岡崎市宮地町字北浦33番地	55-8365
(株)河口商店	岡崎市伊賀町字7丁目117番地	24-1374
(有)新實商店	岡崎市矢作町字高繩手1番地	31-4571
ニチモウ商事(株)	岡崎市橋目町字割塚30	32-1564
福田三商(株)	岡崎市大平町堤下77-1	22-1627
(有)横山商店	岡崎市上地町字宮脇38番地	52-5418
左右田商店	幸田町大字菱池字錦田32	62-0152

収集業者に依頼して処理する場合
現在、ごみの収集を依頼している一般廃棄物収集運搬許可業者に相談してください。

異物を混ぜないでください！

異物が混入するとリサイクルの支障となりますので、下記のような異物は必ず取り除いてください。

- (1)窓付封筒や紙製手提げ袋に使われているビニール類
- (2)粘着物(粘着テープ、シールなど)
- (3)プラスチック製品(セロハン、ファイルなど)
- (4)金属類(ファイルの金具、クリップなど)
- (5)紙以外のもの(布製品、ガラス製品、アルミ箔などが使ってある表紙など)

注意

新聞・出版・製本・印刷物加工業などから出る紙ごみは産業廃棄物です。古紙業者に依頼するか、産業廃棄物処理許可業者に処理を委託してください。

古紙分別の種類

①新聞	新聞紙・チラシ
②雑誌	週刊誌・本・パンフレット・カタログ・リーフレット
③段ボール	段ボール
④OA古紙	コピー用紙・コンピュータ用紙
⑤雑古紙	メモ用紙・郵便物・封筒・紙製手提げ袋・ボール紙・商品の空き箱
⑥シュレッダー処理紙	※紙の纖維が切断されたりしてリサイクルに適さない場合があります。
⑦機密書類	顧客の個人情報など、機密性の高い文書
⑧他の紙類	裏カーボン紙・感熱紙(ファックス用紙、ワープロ用紙など)・ワックス加工紙(紙コップなど)・ラミネート紙(ビニールコート紙、アルミコート紙)・防水加工紙・写真・青焼きコピー紙

※古紙の分別、回収に関する問合わせ先 岡崎資源回収協同組合 TEL83-6930